

改正後					説明	
別表（第5条関係）					字句の改正	
事業	区分			金額		
高齢者安心コール事業からはいかい高齢者探索サービス事業まで（略）						
高齢者等 緊急 短期 入所 事業	1（略）					
	2	第4条第3項第2号に掲げる者のうち、被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けているもの	居住費（1日につき）	<u>380円</u>		
			食事費（1日につき）	300円		
	3	第4条第3項第2号に掲げる者のうち、当該年度（4月から7月まで）にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定	(1) 政令第22条の2の2第9項に規定する老齢福祉年金を受給している者	居住費（1日につき）		<u>380円</u>
				食事費（1日につき）		300円
			(2) 当該事業のあった月の属する年の前年（その月が1月から7月までの場合にあっては、前々年。以下この項	居住費（1日につき）		<u>480円</u>
				食事費（1日につき）		600円

による特別
区民税を含
むものと
し、同法第
328条の規
定によって
課する所得
割を除く。)が課
されていない世帯に属
するもの

に お い て 同
じ。)中の公的
年金等の収入金
額(所得税法第
35条第2項第1
号に規定する公
的年金等の収入
金 額 を い
う。)、当該事
業のあった月の
属する年の前年
の合計所得金額
(地 方 税 法 第
292条第1項第
13号に規定する
合計所得金額を
いい、当該合計
所得金額に所得
税法第28条第1
項に規定する給
与所得が含まれ
てい る 場 合 に
は、当該給与所
得については、
同条第2項の規
定によって計算
した金額(租税
特別措置法第41
条の3の11第2
項の規定による
控除が行われて
いる場合には、
その控除前の金
額)から10万円

		を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）及び同年の厚生労働大臣が定める年金（平成28年厚生労働省告示第81号）各号に掲げる年金の収入金額の総額の合計		
--	--	---	--	--

		額（以下「公的年金等の収入金額等」という。）が826,500円以下の者			字句の改正
		(3) 公的年金等の収入金額等が826,500円を超え120万円以下である者	居住費（1日につき）	880円	字句の改正
食事費（1日につき）			1,030円	字句の改正	
(4) 公的年金等の収入金額等が120万円を超える者		居住費（1日につき）	980円	字句の改正	
		食事費（1日につき）	1,360円	字句の改正	
4 第4条第3項第2号に掲げる者のうち、1から3までに該当しない者			居住費（1日につき）	1,231円	字句の改正
			食事費（1日につき）	1,545円	字句の改正
5 （略）					
高齢者等緊急通所介護事業から認知症高齢者見守り支援事業まで （略）					